

I 目標値の設定について

(1) 目標値の設定項目について

第2次計画施策

- (1) ごみ減量への意識啓発及び教育の充実
- (2) ごみの発生抑制・排出抑制に向けた取り組み
- (3) ごみ資源化の推進
- (4) ごみ処理施設の計画的な整備

目標値設定

- 1人1日当たりのごみ排出量

平成14年度より 5% 削減 (920g ⇒ 874g)

- ごみの資源化率

ごみ発生量の 25% を資源化

(平成14年度実績：14.7% ⇒ 25%)

- 最終処分量 (埋め立て量)

平成14年度より 30% 削減

(平成14年度実績：2,385t ⇒ 1,650t)

第3次計画施策(案)

- (1) ごみの発生抑制・排出抑制の推進
- (2) ごみ資源化の推進
- (3) 適正処理の推進
- (4) 効率的かつ効果的なごみ処理体制の構築
- (5) 環境負荷の低減化に対する取り組み
- (6) 市民・事業者・行政による協働の取り組み

目標値設定

- 1人1日当たりのごみ排出量

平成23年度より % 削減 (812.8g ⇒ g)

- ごみの資源化率

ごみ発生量の % を資源化

(平成23年度実績：18.5% ⇒ %)

- 最終処分量 (埋め立て量)

平成23年度より % 削減

(平成23年度実績：2,170t ⇒ t)

(2) 目標値設定に必要な視点

目標値を設定するにあたっては、ごみ減量・資源化施策等に加えて、以下の視点も踏まえた目標値設定が必要となる。

* 1 最終処分量の削減

最終処分量を削減するためには、①残渣の有効利用、②残渣のもとになる焼却量（≒燃やすごみ）を削減しなければならない。

①残渣の有効利用は、財政問題、放射能の問題等があり、現実的ではないことから、②焼却量の削減を突き詰める必要がある。また、東埼玉資源環境組合に対し、引き続きスラグの有効利用や現状で埋め立てを行っている焼却灰やばいじんの再資源化を要望する必要がある。

* 2 焼却量の削減

焼却量（燃やすごみ）を削減するためには、①発生・排出抑制の強化、②燃やすごみ等に含まれる資源物の分別回収率の向上がある。

①については、生ごみ対策（水切り徹底、堆肥化等）の充実を図るが、定量的な評価が難しい側面がある。

②の分別回収率の向上については、特に、雑紙の回収率をどれくらいまで高めることが可能か、平成 23 年度からの取組のため、分別協力率の向上を図ることが期待できる。

* 3 事業系ごみの削減

事業系ごみは行政が直接的に排出量をコントロールすることが困難であることから、事業者への協力依頼を充実させることや食品リサイクル法などの民間でできる資源化の促進への支援（主に啓発活動）の強化が必要となる。

※ * 1～* 3により、最終処分量の削減、焼却量の削減、事業系ごみの削減につなげ、第 3 次処理基本計画の目標値設定が必要となる。